

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

77

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し

提案団体

長崎県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金については、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付(支払いまで)を完了しなければならないとされている。

間接補助事業者が年度末まで事業を行う場合、地方自治体の実績を確認したうえで交付手続きを行うという現状の手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。

具体的な支障事例

地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。

民間事業者などの地方創生の取組みを支援する間接補助事業については、年度末までに補助金の交付までを完了させるとすれば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することができない制度となっている。

例えば、補助事業として民間事業者などは専門人材の配置を年度末まで行っているが、補助事業の活用は3月末分までを対象とすることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

間接補助金の年度内交付を緩和することにより、より柔軟な事業実施が可能となる。

根拠法令等

地方創生推進交付金交付要綱、実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日財務局長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、釜石市、宮城県、仙台市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、新潟県、長野県、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、小牧市、京都市、兵庫県、島根県、岡山県、三原市、徳島県、愛媛県、高松市、松山市、宇和島市、東彼杵町、川棚町、宮崎市

○間接補助金の年度内交付により、例えば通年の取組を支援する補助事業においても、3月分は補助対象から除くなどの対応が必要になるため、間接補助金を活用した取組に空白が生じ、支障となっている。

○交付金精算事務は、事業者からの実績報告書の審査、補助金額の確定により、事務を遂行できるが、委託事業の完了から支払完了まで一定の日数を要するため、年度末までに補助金の交付までを完了させるとすれば、事業者は事業期間を3月31日まで確保することが難しい。

○当市においても間接補助事業については、実質的な事業期間が3月中旬ごろまでとなっており、年度末までの事業期間を確保できておらず、事業の連続性を欠く懸念があるほか、海外で3月下旬に開催される展示会への出展が困難になるなど、不都合が生じている。交付完了日の見直しにより、事業の連続性を持たせた柔軟な事業実施が可能となると考える。

○地方自治体による補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、一定の日数を要する。

システム運営や人材の配置など、3月31日まで契約を行う必要がある契約については、補助事業の対象とすることができない。

○年度末についてはどの業界も繁忙期となっており、その中における補助事業実施者の工事検査→工事代金の支払→補助事業実績報告→補助金請求→事業内容のチェックと補助金の支払業務までを3月末までに終えることは困難である。

○事業者からの実績報告書等の提出から間接補助金の交付決定までのスケジュールが非常に短くなっており、此度の新型コロナウイルス感染症の流行のような不測の事態による事業や事務の遅延なども考慮する必要がある。

継続的な事業実施のため、交付完了日の見直しを求めるとともに、地方創生推進交付金の実績報告書の提出期限や精算払請求書の提出期限についても併せて見直しを求めたい。

○当県市町村においても、当該間接交付金事業を実施しており、市町村が当該事業の年度内完了に苦慮しているという支障が生じている。

○3月末までの十分な事業実施期間を確保し、事業の成果を高めるためには、例えば、事業の成果物の納品日やイベントの開催日、ハード事業であれば竣工日等、事業が完了したと判断できる内容が3月末であれば認めるよう見直しが必要。